

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、企業が社会の公器であることを自覚し公正で透明性の高い経営体制を確立して参ります。その上で、経営環境の変化に迅速に対応し機動性のある経営システムを構築することが重要な経営課題と考えております。

またその実現のため、「コンプライアンスの基本方針」を定め、それに基づく社内規程を整備してコンプライアンスの徹底を推進していきます。さらに、決算や重要な経営情報等については、適時適切な情報開示を行い、IR活動を通じてステークホルダーとの信頼関係を強固なものにするべく努めて参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しており、本欄に記載すべき事項はありません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
政木喜三郎	43,887	9.93
有限会社ケイ・エム商事	30,000	6.79
東京貴宝取引先持株会	24,600	5.56
中川千秋	22,050	4.99
政和商事株式会社	19,879	4.50
有限会社ウラケイパール	16,500	3.73
株式会社古屋	15,700	3.55
さが美グループホールディングス株式会社	15,400	3.48
政木喜仁	15,400	3.48
政木ふじ江	14,238	3.22

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	卸売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
---------------------	--------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は支配株主を有していない為、該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1) 更新
--

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
嘉村 孝	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新
--

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
嘉村 孝		アーバンリー法律事務所	嘉村孝氏は、弁護士として活躍する一方、裁判官や明治大学大学院講師を務め、法律家として深く幅広い知見と経験を有しております。また、東証1部上場企業の社外監査役・社外取締役を歴任し、経営に関しても豊富な経験をお持ちであります。こうした経験と知識により、当社のガバナンス体制強化に貢献できると判断し、社外取締役として選任いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、会計監査人である優成監査法人より適時適切に情報の提供や指導を受け、打ち合わせを行うことにより会計情報ははじめとする経営情報を共有し共通の認識を保つべく努めております。

内部監査を担当する「経営企画室」は、監査役会との連携を密にし「管理部」とも協力して内部監査計画に基づいて内部監査を実施しています。内部監査計画立案については監査役会の助言を求め、監査実施にあたっては事案により共同監査を実施しております。内部監査結果については代表取締役社長に報告するとともに監査役会にも報告して問題点の把握、情報の共有化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
矢田慶来	公認会計士													
富所 淳	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
矢田慶来			矢田慶来氏は、他企業等において長年の公認会計士・税理士としての活動のなかで、ガバナンス・内部統制等について構築・改善に重要な役割を果たした経験があり、経営全般について有効な助言が期待できることから、選任いたしました。同氏は過去に会社の経営に關与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断致しました。 また、同氏及び同氏の近親者と当社との間には人的・資本的・取引関係その他の利害関係が無く、一般株主と利益相反の生じる恐れが無い独立性を維持している為、独立役員として指定するものであります。

富所 淳	公認会計士 富所淳事務所	富所淳氏は、他企業等において長年の公認会計士・税理士としての活動のなかで、ガバナンス・内部統制等について構築・改善に重要な役割を果たした経験があり、経営全般について有効な助言が期待できることから、選任いたしました。同氏は過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断致しました。 また、同氏及び同氏の近親者と当社との間には人的・資本的・取引関係その他の利害関係が無く、一般株主と利益相反の生じる恐れが無い独立性を維持している為、独立役員として指定するものであります。
------	--------------	--

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

将来的には、取締役及び従業員に対するインセンティブの付与は、業績向上に対する意欲や士気高揚のために有効であると考えておりますが、現在、当社の経営環境は非常に厳しくインセンティブを付与できる環境にありません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社は、報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、役員ごとの報酬は開示しておりません。なお、有価証券報告書等において役員区分ごとの総額を開示しております。

平成30年3月期における役員報酬の内容

取締役	61,839千円(基本報酬 61,839千円)
監査役	2,410千円(基本報酬 2,410千円)
社外役員	6,030千円(基本報酬 6,030千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等については、報酬限度額を株主総会で決議しており、その限度内において取締役については取締役会において、監査役については監査役会での協議において決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役会からその職務を補助すべき人員を求められた場合は、監査役会の指名に基づき代表取締役社長と協議して補助員を任命する体制をとっております。その際、当該補助員に対して一切不当な制約を加えないものとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会は社内取締役4名及び社外取締役1名で構成され、毎月1回以上の取締役会を開催し、また必要あるときは随時取締役会を開催しております。さらに経営会議を開催し、重要な業務執行にきめ細かい対応ができる体制を整えております。

監査役会は常勤監査役1名及び社外監査役2名で構成され、各監査役は監査役会が定めた監査の方針、監査計画、業務分担等に従い、取締役会に出席し、意見を述べるなど、取締役の業務執行が適正かどうかの監査を行っております。また内部監査部門である内部監査課及び会計監査人と連携を密にして、監査の実効性の向上及び内部統制機能の強化に努めております。

また、取締役及び従業員が法令及び定款や社内規程を遵守し、社会規範に基づいた行動をとれるように「コンプライアンスの基本方針」を定め、経営企画室においてコンプライアンスの取り組みを統括し、コンプライアンスの教育・指導を実施し、内部監査と合わせてコンプライアンスの実効性を確保していきます。

会計監査人には、太陽有限責任監査法人を選任しており、定期的な監査を受けるほか、会計処理その他について随時相談・確認を行い指導を受けることにより、会計処理の精度向上と透明性の確保に努めています。また、税務・法務関係業務に就きましても、外部専門家と顧問契約を締結し、随時相談・確認を行い指導を受けることにより、コンプライアンスの徹底に努めています。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、須永真樹、篠塚伸一の2名が業務を執行し、太陽有限責任監査法人に所属しております。また、継続監査年数は、全員7年以内です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現在、取締役会及び経営会議等の社内会議には常に監査役が出席し、会計監査人と連携した社外監査役を含めた監査役及び内部監査機能により、十分な経営監視機能が果たしているものと考えております。さらに組織を相互牽制機能が働く組織とすること等により不正や誤謬の防止に努めております。

また、当社は社外取締役を1名、社外監査役を2名選任し、社外監査役2名を独立役員として指名しており、経営監視機能の客観性及び中立性の確保については、十分に機能する体制が整っているものと判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	ホームページ(http://www.tokyokiho.com)において、適時に情報開示を行っています。掲載している資料は、決算短信、事業報告書、決算公告であります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRについては、管理部が担当しています。管理部長は取締役会や部長会等の重要な意思決定を行う会議に常に参加し、会社の重要情報を一元的に把握することにより、迅速で正確な情報開示に努めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
その他	当社グループは、「プライバシーポリシー」を策定し個人情報保護に関する基本姿勢を明確にし、「個人情報保護規程」により、個人情報の取り扱い基準を明確化して役員及び従業員に周知・徹底しています。	

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社および当社子会社の取締役および使用人等が法令および定款を遵守し、社会規範に基づいた行動をとれるように「コンプライアンスの基本方針」を定め、取締役および使用人等に周知徹底させる。

また当社社長直轄組織である経営企画室において、コンプライアンスの取り組みを統括し、取締役および使用人等に対するコンプライアンスの教育・指導を実施する。また、経営企画室は管理部と連携してコンプライアンスの実施状況を適時監査することにより、法令および定款の遵守、コンプライアンスの実効性の確保に努める。ただし、外国の子会社については、当該国の法令等の遵守を優先するものとし、可能な範囲で本基本方針を適用する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織全体として毅然とした態度で臨み、取引関係を含め一切の関係を遮断することを基本方針としております。また、管理部を対応統括部署とし、所轄警察署及び顧問弁護士等の外部の専門機関と連携し、反社会的勢力による被害の防止に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、厳しい経営環境の中で当社を取り巻く様々なリスクを回避するために、各部門において正確な情報の収集や分析・評価に努め、全社的に情報を共有できる体制を整備します。案件の重要度に応じて、取締役会や経営会議、各部門の会議において審議・検討を行い、迅速で機動性のある意思決定に努めます。また、事後においても報告体制を整備し、レビューやモニタリングにより適時検証していきます。商品管理上の事故や取引上のトラブル等のリスクについても、担当部門におけるルーチンワークとして常に各種のリスクに備える体制を構築いたします。

